

文教大学通称名使用に関わる Q&A

SEQ		対応	備考
1	入学前に申請しておきたいのですができますか？	入学前については、入学手続書類送付時のみ受け付けております。詳細は入学手続き要項をご確認ください。	
2	入学手続書類送付時には添付書類が間に合いません。いつまでに提出すれば入学と同時に適用されますか？	添付書類が入学手続書類送付時に間に合わない場合でも、入学前の3月15日までに追加送付いただき学内承認されれば、入学と同時に適用され、学生証も通称名を使用したものを発行します。	
3	通称名使用はどのような流れで学内処理されますか？併せて配慮願を申請しなくても大丈夫ですか？	学内対応フローに掲載しています。通称名の使用が認められると、履修者名簿上に戸籍名の代わりに通称名が掲載されます。年度途中から通称名に切り替わる場合、スムーズな授業運営のために授業担当者への周知を行うことがあります。通称名使用にあたって具体的に配慮が必要になることがありましたら、配慮願も申請してください。	
4	通称名使用願を提出し承認された場合の影響範囲はどこまでですか？	通称名の使用が認められると学生証や各種証明書、成績表、大学から送付する各種文書、保証人等への連絡も含め、原則、学生生活上のあらゆる情報が通称名となります。ただし、TA等の契約職員C以上の雇用形態となる場合、稟議書や給与明細書等に記載する氏名は戸籍氏名（銀行口座氏名）となります。また、教職課程、司法試験、公務員採用試験等受験のための証明書は戸籍名で発行する必要があるため、各校舎の教育支援課又は教務課へ相談してください。	
5	通称名使用が承認された後でも、一部の文書等のみ戸籍名でもらう、又は併記することは可能ですか？	文書による使い分けはできません。併記希望については、学位記のみ対応しています。	

6	通称名使用承認後、学位記だけは戸籍名での記載を希望していますができますか？	通称名の使用が認められると、学位記においても通称名のみを記載します。戸籍名のみや、戸籍名と通称名の併記を希望する場合は、「記載文字確認」時に指定する期日までに、教育支援課又は教務課へご希望の詳細を記載した「学位記記載氏名届」を提出してください。この時点で「通称名使用願」が未提出の方は、同時に提出してください。学位記のサンプルは所属校舎の教育支援課又は教務課で確認できます。	
7	休学中に願い出ることはできますか？	可能です。ただし、申請する本人が所属校舎の教育支援課又は学生課窓口へ直接、必要書類を提出してください。なお出学（卒業、退学、除籍等）後は、通称名の使用を願い出ることはできません。	
8	通称名使用の中止はできますか？	可能です。手続きの流れについては、学内対応フロー資料に掲載しています。	
9	奨学金の変更手続きはどうしたらいいですか？	奨学金を受給している方は、別途変更手続きが必要となる場合や、事例によって変更手続きが出来ない場合もありますので、所属校舎の教育支援課又は学生課へお問い合わせください。	
10	通称名を使用した場合、通称名と戸籍名との認証は、申請者の責任で行うものでしょうか？ 文教大学で通称名が認められている旨を記載した文書を発行してもらえますか？	氏名等を変更し、それが戸籍等に記載された情報と異なることの証明については、「通称名使用結果通知書」を大切に保管いただくなど、原則本人の責任において行っていただきます。案件ごとに事情が異なるため、具体的な事象が発生した際には所属校舎の教育支援課又は学生課へお尋ねください。 なお、本人から申し出があった場合は、本学より通称名の使用が認められた文書（通称名使用証明書）を発行します。発行の際は、手数料として200円納入いただきます。	
11	出学（卒業、退学、除籍等）後、戸籍の氏名や性別を変更するかもしれません。氏名等の変更は可能ですか？	出学（卒業、退学、除籍等）時の氏名等は学籍簿にそのまま残ります。出学後に戸籍名や性別変更があった場合でも、本学の証明書類は出学時の氏名等で発行することになります。	

12	両親が離婚しました。在学中は旧姓のままでいたいのですが、卒業時に学位記や卒業証明書等は戸籍名で発行してもらえますか？	通称名使用願の提出があれば、ご希望の期間内の学籍簿は旧姓のままとし、学生証もそのまま使用できます。学位記や卒業証明書等は原則として通称名の表記に基づいて発行されますが、戸籍名のみや、戸籍名と通称名の併記を希望する場合は、教育支援課又は教務課へご希望の詳細を記載した「学位記記載氏名届」を提出してください。	SEQ.6 を参照
13	在日外国人ですが、通称名は使用できますか？	使用可能です。学内対応フローに沿ってお手続きください。	
14	性別違和を理由とした通称名使用が可能である旨はどこに公開されていますか？	大学 HP や入学時オリエンテーション配布資料に掲載しています。本学における多様性の推進および国際化という観点から、情報を公開し、誰もが確認できるようにしています。	
15	通称名使用願を提出したいのですが、まず誰に相談すればよいのでしょうか？	可能であれば、まず保護者（保証人）へ思いを伝えてください。保護者（保証人）の受容が難しい場合は、所属校舎の教育支援課又は学生課職員か、相談室にいるカウンセラー、もしくは信頼のおける教員などへ伝えてください。個々の事情に応じ、学内対応フローに沿って対応を進めていきます。	
16	性別違和は病気ではありませんが、医師の診断書を必ず取らなければなりませんか？	戸籍上の改名は、多くの場合、性別違和の診断書1通を家庭裁判所に提出することで認められるため、原則として必要ですが、小学校・中学校・高等学校等で通称名を使用してきた経歴や公的機関等で使用した履歴がわかる根拠書類がある場合には、その提出を持って学内承認されることがあります。	
17	保護者や保証人の同意は必要ですか？	保護者や保証人の同意は不要ですが、成績証明書など大学からの文書は通称名で保証人へ発送されますので、事前に保証人と話し合っていたらいいからの申請をお願いします。	

18	通称名を使用していることを保証人に知られたくありません。どうしたらいいですか？	成績通知書など保証人への文書も通称名が使用されますので、知られないようにすることはできません。保証人に受容してもらえない等のご事情がありましたら、所属校舎の教育支援課又は学生課や、カウンセラーが常駐している相談室へご相談ください。	
19	性別を変更したいのですができますか？	性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律により、戸籍上の性別を変更した場合にのみ、性別変更が可能です。性別が変更されたことがわかる戸籍抄本等を所属校舎の教育支援課又は学生課窓口へ提出してください。年度途中からの性別変更の場合は、スムーズな授業運営のために申請者本人に了承を取ったうえで授業担当者への周知を行うことがあります。性別変更にあたって具体的に配慮が必要になることがありましたら、配慮願も申請してください。卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認したうえで、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律 ・平成 27 年文科省通達より
20	大学における支援体制はどのようなものですか？	情報共有に当たっては、学生が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、大学として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことをご理解いただきたいと思います。性別違和感の強弱は人それぞれであり、個別の事案に応じて、必要があると判断した場合には医療機関と連携します。教職員へ相談する際は、所属校舎の教育支援課又は学生課窓口や、カウンセラーが常駐している相談室をご利用ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年文科省通達より